

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

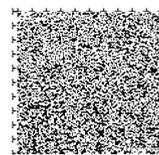
本市では、平成26年3月に、西東京市第2次総合計画を策定し、『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』という、基本理念をかなえるために、「みんなでつながり支えあうまち」「豊かで明るい活気あるまち」「安全・安心でほっとやすらぐまち」「ひと・もの・ことが育ち活かされるまち」の4つの理想のまち〔将来像〕を掲げました。

また、将来にわたって「住み続けたいまち」「住みたいまち」としての価値を高めるため、「健康」応援都市の実現を目指しています。

一方、わが国では、平成26年の障害者の権利に関する条約の批准（平成19年に署名）を契機に、障害福祉のあり方を、基本的人権を享有する個人としての尊厳を重視した生活の実現に向けた支援へと転換させました。さらに、障害の有無や性別・年齢の差にかかわらず、人と人、人と資源が世代や分野を越えて丸ごとつながる「地域共生社会[※]」の実現に向けた制度改正を行ってきました。

平成25年に施行された「障害者総合支援法」は、それまでの障害福祉サービスの提供体制を見直しました。難病患者を支援対象として明確化することや、地域生活支援事業の追加に伴い市町村事業が強化されました。また、平成30年に施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」に伴い、障害のある人の地域生活への移行を支える新サービスの創設や、障害児福祉計画の策定による障害のある子どもやその保護者への支援の充実が図られてきました。

本市においても、平成30年3月に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの拡充や相談支援体制の強化、ライフステージ[※]に応じた支援体制の実現を図ってきました。さらに、平成31年に策定した「第4期西東京市地域福祉計画」、同年に見直した「西東京市障害者基本計画」では、「西東京市版地域共生社会」の実現を目指して、障害福祉分野においても障害や障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人が地域で安心して健康的に暮らせる環境づくりに取り組んできました。



令和2年1月以降に発生した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしました。本市では、障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを継続して実施するために、事業の運営及びPCR検査等に要する費用の一部を補助しました。また、在宅で障害のある人を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合においても、障害のある人が住み慣れた地域で生活を継続し、り患した家族等が安心して療養又は治療に専念できる環境を整えるため、障害のある人が緊急一時的に利用できる施設等の確保や支援員等を配置する体制を整備し、障害福祉サービスの維持・継続を図ってきました。

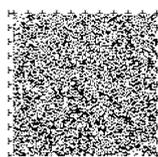
この度、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、これまでの本市における障害福祉の取組の評価を行い、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、不足している障害福祉サービスや支援の拡充・強化を図るための、「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠

障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画として、本市における障害福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する市町村障害児福祉計画として、本市における障害児通所支援等の見込み量を定めるものです。

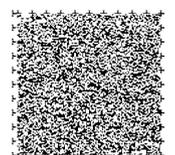
本計画は、これら2つの計画を一体のものとして策定し、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯にわたる切れ目のない障害福祉サービスや地域生活への支えを提供することを目指します。



(2) 障害福祉に関する制度改正等の動向

近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次のとおりです。

平成 18年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法」 施行 ・身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化 ・障害程度区分の導入 等 	
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 署名 (批准は平成26年) ・障害者の市民的・政治的権利、アクセシビリティの確保、教育・労働・雇用等を保障 ・障害に基づく差別を禁止 等 	
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定 ・障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記 	
平成 23～ 24	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法等の改正」 施行 ・発達障害を支援対象として明確化 ・グループホームの利用助成 ・応能負担原則への見直し ・支給決定プロセスの見直し 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法改正」 施行 ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」 施行 ・難病患者を支援対象として明確化 ・ケアホームとグループホームの統合 ・地域生活支援事業の追加 ・重度訪問介護の範囲拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次障害者基本計画」 閣議決定 ・5箇年計画に変更 ・基本原則の見直し ・安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮 等
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 批准 	
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」 施行 ・不当な差別的扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 等
	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」 施行 ・医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「発達障害者支援法改正」 施行 ・発達障害の定義の改正と理解促進 ・発達障害者への切れ目のない支援体制 等
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定 ・サービスの新設（就労定着支援など） ・精神障害に対応した地域包括ケアの構築 ・地域生活支援拠点等の整備 ・障害児サービスの提供体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次障害者基本計画」 策定 ・障害者の権利擁護の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性に配慮したきめ細かい支援 等
	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」の対象疾病の拡大（第5次） ・359疾病→361疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算
令和 2		<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度 ・優良事業所の認定制度 等



また、国では、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に関わる基本方針の見直しに当たり、以下の点を主な見直しの視点としています。

① 障害のある人の地域での生活を支える支援の充実

- ・施設入所等からの地域生活への移行を支える障害福祉サービスの提供体制の確保
- ・「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや、制度の垣根を越えた柔軟なサービス提供体制の確保
- ・障害福祉サービスを担う人材の確保に向けた関係機関との連携
- ・障害のある人の社会参加の促進に向けた、多様な余暇、地域活動の推進

② 障害福祉サービスの提供体制の拡充

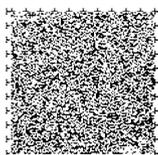
- ・地域生活支援拠点等[※]の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労[※]への移行等の促進と、移行後の就労先での定着支援の充実
- ・強度行動障害や高次脳機能障害[※]を有する障害のある人に対する適切な支援体制の整備
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策における、理解促進や相談支援体制の充実等に向けた関係機関の連携強化

③ 相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センター[※]の設置と機能の充実とともに、地域における相談支援体制の評価や検証を踏まえた、適切な相談支援体制の検討
- ・障害のある人の地域生活への移行に向けた、計画相談等の提供体制の確保
- ・発達障害[※]者や発達障害児（及びその家族等）に対する支援体制の確保

④ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センター[※]の設置及び相談体制の拡充による、地域における発達支援の中核的な支援拠点の整備
- ・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との連携強化による、切れ目のない円滑な障害児支援の提供体制の確保
- ・保育所等訪問支援事業所や障害児通所支援事業所等と地域の子育て支援関係機関の連携強化等による障害児の地域社会への参加の推進
- ・重症心身障害児[※]及び医療的ケア[※]の必要な子ども等の、特別な支援が必要な障害児に関する実態把握の充実と必要な支援体制の整備
- ・障害や発達に不安がある段階から、発達に不安のある児童・生徒やその保護者に対する継続的な相談支援体制の構築

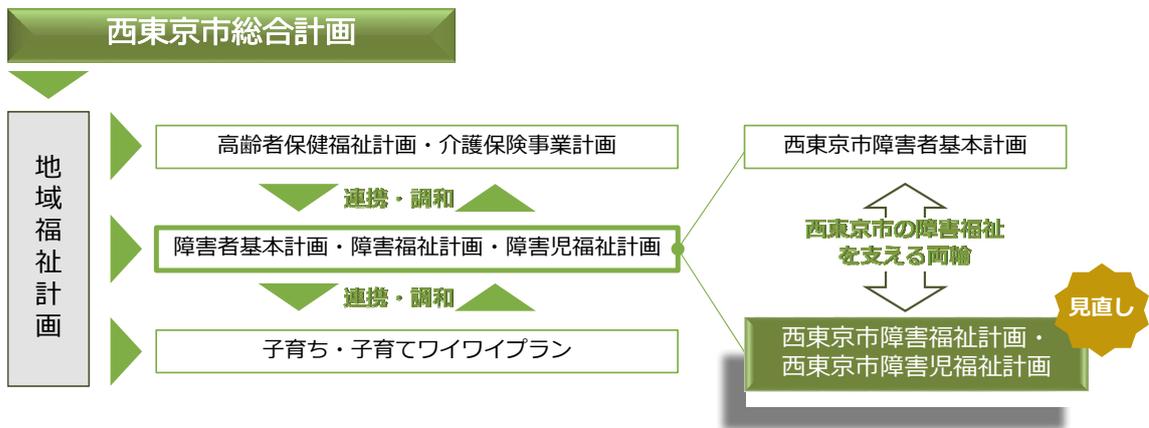


(3) 本市における計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの見込み量を定める市町村計画に位置付けられています。

本市では、本計画のほかに、障害者基本法第 11 条に基づく「西東京市障害者基本計画」を定めており、障害福祉サービスの見込み量を定める本計画と調和を保ちながら、市における障害福祉施策を推進しています。

また、本市における福祉施策の分野横断的な計画として、社会福祉法第 107 条に基づく「西東京市地域福祉計画」を定めており、介護や子育て、健康づくり等の関連計画との連携を図りながら「地域共生社会」の実現を目指しています。

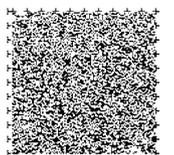


2 計画期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間としています。

	平成					令和							
	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026
総合計画	第 2 次 (前期)					第 2 次 (後期)					第 3 次 (前期)		
地域福祉計画	第 3 期					第 4 期					第 5 期		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 6 期		第 7 期			第 8 期			第 9 期				
障害者基本計画	(前期)					(後期)					(前期)		
西東京市 障害福祉計画	第 4 期		第 5 期			第 6 期			第 7 期				
西東京市 障害児福祉計画	第 1 期				第 2 期			第 3 期					
子育て・子育て ワイワイプラン	第 2 期												

西東京市版地域包括ケアシステムの完成



3 計画の対象

本市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、障害や発達に不安がある人やその家族等も支援の対象としてきました。

近年、障害者総合支援法の改正等に伴い、指定難病の拡大、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援等、支援を求める人の背景は多様になってきています。

障害福祉サービスの利用の状況に着目するだけでなく、社会的障壁※によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。

